

報告第6号

債権の放棄について報告の件

芽室町債権管理条例第6条の規定に基づき、町の債権について次のとおり放棄したので報告するものであります。

令和7年6月2日提出

芽室町長 手 島 旭

1 放棄した債権の名称及び件数

町有建物貸付料	3件
指定管理委託料返還金	1件
公営住宅使用料	5件
学校給食費保護者負担金	2件
簡易水道使用料	14件
上水道使用料	86件
診療収入個人負担金	1件

2 放棄した債権の額

町有建物貸付料	61,800円
指定管理委託料返還金	24,408,464円
公営住宅使用料	55,576円
学校給食費保護者負担金	12,126円
簡易水道使用料	1,092,514円
上水道使用料	641,240円
診療収入個人負担金	78,890円

3 債権を放棄した事由

別記のとおり

4 債権を放棄した年月日

別記のとおり

説 明

芽室町債権管理条例に基づき、令和7年3月31日までに債権を放棄したものであります。

別記

(単位:円)

債権の名称	債権発生年度	債権を放棄した事由										放棄した債権の 件数および金額		債権を放棄した 年月日
		芽室町債権管理条例第6条												
		時効 (第1号)		相続の限定承認 (第2号)		破産 (第3号)		生活困窮 (第4号)		居所不明等 (第5号)		件数	金 額	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
町有建物貸付料	R6					3	61,800					3	61,800	令和7年3月31日
	合計					3	61,800					3	61,800	
指定管理委託料返還金	R5					1	24,408,464					1	24,408,464	令和6年7月23日
	合計					1	24,408,464					1	24,408,464	
公営住宅使用料	H30							2	18,876			2	18,876	令和7年3月31日
	H31							3	36,700			3	36,700	
	合計							5	55,576			5	55,576	
学校給食費保護者負担金	R2	2	12,126									2	12,126	令和7年3月31日
	合計	2	12,126									2	12,126	
簡易水道使用料	H30							8	35,657			8	35,657	令和7年3月31日
	H31							5	15,388			5	15,388	
	R5					1	1,041,469					1	1,041,469	令和6年6月24日
	合計					1	1,041,469	13	51,045			14	1,092,514	
上水道使用料	H25			5	28,868							5	28,868	令和7年3月31日
	H26			5	32,310							5	32,310	
	H27			9	65,717							9	65,717	
	H28			9	64,531							9	64,531	
	H29			11	84,138			4	9,767			15	93,905	
	H30	1	1,279	10	74,839							11	76,118	
	H31	17	76,211	10	82,537							27	158,748	
	R2			5	121,043							5	121,043	
	合計	18	77,490	64	553,983			4	9,767			86	641,240	
診療収入個人負担金	H18							1	78,890			1	78,890	令和7年3月31日
	合計							1	78,890			1	78,890	